

社会福祉法人 櫛会

のぞみデイサービスセンター

(指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業)

運営規定

運営規定

石岡市特別養護老人ホームのぞみ

指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業

社会福祉法人 櫛会

(目的)

第1条 社会福祉法人櫛会が石岡市指定管理事業の指定管理者として運営する「のぞみデイサービスセンター」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業（以下「事業」という。）の人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な事業を提供することを目的とする。

(基本理念)

第2条 本事業は、利用者が事業対象・要支援・要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する介護サービス（以下「サービス」という。）は、介護保険法並びに厚生労働省令、並びに告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画及び総合事業サービス計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 のぞみ デイサービスセンター
- (2) 所在地 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

る。

(1) 管理者 1名 (特別養護老人ホームのぞみ施設長と兼務)

管理者は、事業所の全従業員の管理、事業の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに関係法令及び規定等を遵守させる。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職 1名以上

看護職は、利用者の保健衛生管理・介護を行う。

(4) 介護職 2名以上

介護職は、利用者の自立を損なうことなく介護計画に沿って介護・介助等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその機能の減退を防止するために必要な訓練を行う。

(6) 副管理者

管理者を補佐し看護・介護職員等を統括する者として副管理者を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とし、その間の祝日は営業とする。ただし、年末年始の12月30日から1月3日は休みとする。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時とする。

(利用定員)

第7条 1日にサービスを提供する定員は20名とする。

(指定通所介護の内容)

第8条 本事業の内容は次のとおりとする。介護にあたっては、利用者の心身の状態に応じて必要な介助を行うとともに、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

(1) 入浴介助：衣類の着脱、洗髪、洗身、入浴、清拭、整容等を行う。

(2) 排泄介助：排泄の準備、排泄誘導介助、おむつ交換、排泄後の後始末を行う。

(3) 食事介助：調理、準備、摂取介助、後始末等を行う。

(4) 健康管理：常に利用者の健康状態に留意し、健康の保持に努める。

(5) 機能訓練：利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並

びに心身の活性化を図るための各種サービス（機能回復訓練、行事、趣味活動、音楽療育、レクリエーション等）を提供する。

(6) 送迎サービス：障害の程度、地理的条件、家族の事情等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。なお必要に応じ送迎車両への昇降及び移動介助を実施する。

(7) 相談・助言：利用者及びその家族の日常生活における介護及び日常動作に関する訓練並びに福祉用具の利用方法等必要に応じ相談、助言を行う。

(8) 栄養管理：利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(9) 口腔衛生管理：利用者の身体状況に応じて個別の口腔機能維持管理を援助する。

(通所介護計画の作成等)

第9条 サービスを開始する際は、利用者の心身の状況、希望等及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際は、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得るものとする。

3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

4 介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業の提供に際しても同様とする。

(通所介護の利用料)

第10条 本事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬告示額の利用者負担割合に応じた額とする。また、9時間以上のサービス提供の場合も同様とする。ただし、次に掲げる項目については、別に定める利用料金表により支払を受けるものとする。

イ 送迎費用 通常の事業の実施区域外（実施区域の境界より利用者の居宅までの距離）

ロ おやつ及び食材料費

ハ 理美容代

ニ おむつ代

ホ その他、日常生活において必要となるものにかかわる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又は家族に説明した上で利用者の同意を得る。併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

3 本事業により生じる利用料金は、事業所の定める支払方法により事業所に支払うものとする。

4 当日の利用キャンセルについては、午前10時までに連絡が無い場合には、キャンセ

ル料600円を事業所に支払うものとする。

(通常の事業の実施区域)

第11条 通常の事業の実施区域は、以下のとおりとする。

- イ 石岡市
- ロ 小美玉市
- ハ かすみがうら市一部地域(栗田、中志筑、下志筑)

(サービス提供記録の記載)

第12条 サービスを提供した際は、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を洩らすことがあった場合は、就業規則に則り必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに必要な措置を講じる。

- 2 本事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(損害賠償)

第 16 条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応方法)

第 17 条 サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、担当ケアマネに連絡し、主治医或いは協力医療機関と連携の上、適切な措置を講ずる。

(衛生管理・感染症対策)

第 18 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所内における感染症の発生又はそのまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第 19 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第 22 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介駿職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(地域との連携等)

第 23 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(通所介護利用にあたっての留意事項)

第 24 条 次に該当する場合は、サービスの提供を拒むことができる。

- (1) 定員に空きがない場合

(2) 危険な伝染病疾患を持ち、現在も感染の恐れのある者

(3) 集団生活に著しく支障を来す恐れのある者

2 利用者に次に掲げる事項を守るよう協力を要請する。

(1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃したり、自己の利益のために他人の自由を侵すことをしてはならない。

(2) けんか、口論、その他他人の迷惑になる行為をしてはならない。

(3) 指定した場所以外で火気を用いてはならない。

(4) 施設の秩序、風紀を乱し、又安全、衛生状態を害することをしてはならない。

(5) 無断で備品の位置を変更したり、又は損害を与えるような行為をしてはならない。

3 次に該当する場合は利用契約解除とする。

(1) 利用者又は家族の意志により利用辞退の申し入れがあった場合。

(2) 介護保険法、厚生労働省令、同通達、同通知等により通所介護の非対象者となった場合。

(3) 集団生活に著しい支障を生じた場合。

(無資格従業者研修、ハラスメント防止、その他施設運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業者は従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

3 事業所は、適切な事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動や優越的な関係を背景とした言動等、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

4 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(付 則)

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成15年12月1日から施行する。

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規則は、平成26年12月8日から施行する。

この規定は、平成29年1月6日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年12月18日から施行する。

この規定は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月17日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。